

---

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（藤井 要君） 日程第3、議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を議題といたします。

議案の朗読は省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

○町長（長嶋精一君） 議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

詳細は担当課長より申し上げます。

（総務課長 山本稲一君 提案理由説明）

○議長（藤井 要君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○1番（田中道源君） 直接これとは・・・、関連というか、質問させていただいて、わかっただら、教えていただきたいんですけども、今コロナウイルスというのが話題になっておりまして、国の方からも小中学生外出禁止というか、出ないようにというふうなお話がある中でですね、お子さん見なければいけないから、家に残らなければいけないよというような、職員の方が、どの位いるのか、当町においてですね、もしわかっただら、教えていただきたいのと、そういった場合、それで休まれる人らっていうのは、どのような対応になるのか、っていうのを教えていただけますか。

○総務課長（山本稲一君） 現在、コロナウイルスの関係で、お子さんを見なければならぬもんで休まなければならない職員というのは、現在、うちの町にはおりません。国の方から、いろいろ、毎日、メールでいろいろな通達が来ておりますけれども、その、コロナウイルスの関係で、職員が休む場合には、有給休暇等々での対応になるかと思っておりますけれども、その辺は十分配慮をして、休暇を与えないさいというようなメールが来ております。毎日、情報が変わってくるものですから、今のところ、そこまで、我々も対応が追いついていないといったような状況であります。

○議長（藤井 要君） ほかに・・・。

○1番（田中道源君） 今、有給休暇をとということで、ございますけれども、これから、どんどん変わっていくことがあり得るんだと思うんですが、いわゆるこのパートタイムというんでしょうか、いわゆるフルタイムに相当しない方は、そもそも、有給休暇というのが無い

んじゃないかなと思うんですが、その方々っていうのはどういう対応になるんでしょうか。

○総務課長（山本稲一君） 現在は、まだ、会計年度任用職員制度が運用されていませんので、臨時職員ということになっているんですが、臨時職員も期間が長くなる職員については、有給休暇の方がございますのでそちらで対応というようなことになりうかと思えます。

○議長（藤井 要君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（鈴木茂孝君） 今の関連ですけれども、児童館の方々も、今までは放課後だけだったのが、午前中とか見るようになってきていると思うんですけれども、その方達の賃金っていうのはどんな形になっているのでしょうか。

○総務課長（山本稲一君） 今申し上げましたけれども、まだ、会計年度任用職員制度が運用されておりませんので、もとの臨時職員の賃金に関する条例・・条例っていうか、規則ですか、そちらに基づいて、日当いくらという形で、お支払いをさせていただいております。

○議長（藤井 要君） ほかに質疑はありませんか。質疑が・・。

○8番（土屋清武君） 議案第5号ですけれども、これは地方公務員法及び、地方自治法の一部改正に伴う、国の法律等により地方公共団体の条例等の改正という関係でございますので、質疑は終結して、討論等に入っていただければと思います。

○議長（藤井 要君） 今、土屋議員からお話がありましたけれども、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 異議なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤井 要君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより議案第5号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての件を挙手により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長（藤井 要君） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---